

平成24年12月11日

## 第2回ショートニングの日本農林規格、食用精製加工油脂の日本農林規格及び精製ラードの日本農林規格の確認等の原案作成委員会の議事概要

### 第1 開催日時及び場所等

- 1 日 時：平成24年11月21日（水）15：10～16：40
- 2 場 所：共用会議室1  
さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎検査棟1階
- 3 出席委員：委員10名中8名（板垣委員、佐藤委員、杉本委員、関委員、高野委員、東海林委員、中峯委員、丸山委員）が出席
- 4 委員長：高野克己
- 5 意見陳述及び傍聴を希望する者を公募したところ、意見陳述を希望する者はなく、傍聴を希望する者は2名であった。委員長が特に必要と認めた者として1名（農林水産省消費・安全局表示・規格課 越野課長補佐）が出席していることが報告された。

### 第2 議事概要

#### 1 ショートニングの日本農林規格の確認、改正及び廃止について

事務局から改正案（資料5）について説明した後、第1回の原案作成委員会で提案された議題について検討した。

- ①「異物」
- ②「内容量」
- ③「食品添加物」
- ④「酸価」の測定方法

その結果、①については、削除すること、②については、改正しないことを議決した。③については、文章の表現を検討した上で改正することを議決した。④については、改正しないことを議決した。また、現行規格の記述について常用漢字に変更することを議決した。

#### 2 食用精製加工油脂の日本農林規格の確認、改正及び廃止について

事務局から改正案（資料6）について説明した後、第1回の原案作成委員会で提案された議題について検討した。

- ①一括表示事項のポイント数の規定
- ②「異物」
- ③「食品添加物」

その結果、①及び②については、削除することを議決した。③については、文章の表現を検討した上で改正することを議決した。また、現行規格の記述について常用漢字に変更することを議決した。

### 3 精製ラードの日本農林規格の確認、改正及び廃止について

事務局から改正案（資料7）について説明した後、第1回の原案作成委員会で提案された議題について検討した。

- ①一括表示事項のポイント数の規定
- ②「異物」
- ③「食品添加物」

その結果、①及び②については、削除することを議決した。③については、文章の表現を検討した上で改正することを議決した。また、現行規格の記述について常用漢字に変更することを議決した。

## 第3 会議における主な個々の意見（要旨）

### 1 食品添加物に関する意見

- ・「欺まん」という字句は変更してほしい。
- ・調製ラードは現在業務用のみであると考え、一般市販品が今後もないとは言い切れないので、消費者に対する情報伝達及びその方法を規定したほうがよい。

### 2 測定方法に関する意見

（こめ油を使用したショートニングの酸価について）

- ・測定方法の指示薬を変更するか、酸価の基準値を変更してほしい。
- ・今回は改正できないのであれば、今後の検討をお願いします。

以上

（事務局作成）